

を強制的に隣接の縣警察の中に併合する立法をなすことに決定したやうである。

識者の中には全國の警察を内務大臣の指揮の下に屬する倫敦警視廳の様に又恰度日本の警察制度の如く改革せらるべきであるとの理想論をなす者もある。(昨年十月ナインティーン・センチュリー誌上ヘンリー・ダヴリユー・ジェー・ストーン氏警察改革論) 併し中世以來のアングロサクソン民族の傳統的精神は中々棄て難い。又實際的にも理想論は行はれ難い。市警察は縣警察よりも少くとも四年以前に出來て居る。即ち一八三五年にマニシバル・コーポレーション法に於て總ての市に警察官を設置すべきことを命じて居るが、然るに縣では四半裁判所の判事が警察權限を有するに至つたのは一八三九年で、一八五六年では義務的ではなかつた。多くの市では一八三五年以前と雖も任意の警察を有して居つたのである。此の二つの異つた系統から出發したものを一様化することは容易の業ではない。夫故内務省も明白に警察組織を國家的理想に變改するの意思は否認し、且國家的統一を避くる爲には併合の方法を採るべきであるとの意見を持して居る。

英國警察の最近の改善は警察部長の地方會議の設置である。

全國を數區に分ち各區に於て警察部長が定期に會議を開催して意見を交換し相互の發達を期する。又無線裝置やテレプリンクを利用して大に其の能率を擧げて居る。

其の他に警察勤務、教養の改善、事務の刷新、刑事警察官と制服警察官の連絡、ラヂオの利用擴大、通報の系統化等に就て改革を要すべき幾多の問題が英國にも多々存するが、内相ハーバート・サミュエルは昨年議會に於て警察行政と組織に關する省委員會を設置することを聲明して居る。

◇初夏の衛生(大阪府衛生課編) 梅雨時に入ると蒸暑さの倦怠かと必ず起るのはお互の不衛生である。飲食物、清涼飲料水及牛乳等に於て殊に然りである。

本年は大阪府衛生課が、先般第四回近畿府縣聯合健康週間の實施に當り、右に就ての衛生概念を一般民衆に普及せしめる爲に編纂したれ各項目にわたり平易簡潔に叙述してあるから、日常多忙の警察官が僅少の時間に拾讀しつゝ手取り早く衛生智識を養ふに好適の資料である。四六判五八頁。パンフレット。

三陸大震嘯と警察の活動

震嘯災害警戒警備救護の状況と警察設備の復舊(承前)

四、軍部との連絡並應援と

其の活動

災害發生と同時に衛戍司令官たる騎兵第三旅團長及聯隊區司令官に通知し、被害道路及警察電話線の復舊、物資の配給等に軍隊の活動を乞ふて其の應援を受けることとした。尙ほ盛岡衛戍司令官は災害發生當日より、臨時司令部を警察部長室なる縣の非常警備司令部に移し、連絡共助等協同執務せられたが、其の概況を掲げる。

陸軍よりの應援 叙上の如く救護に付て

岩手縣警察部

應援を受けることとなつた結果、盛岡衛戍隊及留守第八師團から毛布三千三百五十枚、古外套一千五百五十枚、襪袴一千枚、乾麵三三百三十六食分、罐詰九百八十個の貸給與を受け、且つ盛岡騎兵第二十三聯隊、第二十四聯隊、留守工兵第八大隊にては道路橋梁電話線の復舊材料の供給・工事の應援を受けた外、留守第八師團下駄前、盛岡各部隊に於ける罹災地出身將兵に對し食糧三日分を携帶せしめ、特に歸郷許可し災害善後の處置に當らしめたので、萬事好都合に最も迅速に復舊配給等實施せられた。

海軍よりの應援 津浪發生と同時に船舶

の遭難及流失家財等に取組りて、溺死を免れて救を求むるもの、且つ道路橋梁の流失崩壊に伴ひ、交通杜絶の爲罹災地に物資の供給圖滑ならざる個處あるを豫測せらるゝを以て、

之れが救助應援方を大湊要港部及横須賀鎮守府司令官に打電、即日大湊より驅逐艦四隻急行、横須賀より同五隻と軍艦一隻に食糧品等を満載して派遣の旨快報があつたので、直ちに被害状況に應じ各災害地所轄港に入港方を無電を以て懇請し、夫々各地に寄港の上救助配給等に至る迄應援を受け、又霞ヶ浦航空隊に同一目的の下に飛行艇の急派を要請し、之れ亦出動を見た等、罹災民の救護等に絶大の援助を受けた事は、獨り罹災民のみならず社會一般の感謝する處であつた。

五、警察援助團體の活動

災變の發生を知るや、縣下各都市に於ける消防組、水難救濟會、青年團、在郷軍人分會等約二萬人は、夫々幹部に引率せられ現地に出勤、警察官吏と協力して倒壊家屋の片付、物資の配給、道路橋梁の復舊等の事務に従事、涙ぐましい程の活動をした。中にも水難救濟會員は職員自身罹災者なるにも不拘、宮古、釜石、大船渡の三救難所及其所下の各支部員は遭難者の救助に努め、屍體の搜索、運搬、物資の輸送、救援團體の輸送並に通信連絡等、目醒しき活動を續けた其功多大のものがあつた。

六、羅災地方民心の概況

災變直後に於ける罹災民は、唯々其の慘鼻を驚愕して自失茫然の状態なりしが、時日経過に伴ひ物情平靜に復するに従ひ、

(イ) 疲勞困憊極度に達し、爲に健康障害を來して疾病に罹るもの

の問題としては御下賜金の交付より、食糧品衣類、寝具の配給、各地より送付せらるゝ慰問金品の分配上の基礎となり、延ては復舊復興計畫の對策上止むを得ぬ事であつた。之等の調査は警察本來の事務でない事は茲に言明する迄もない事である。以前であるならば郡役所があつて、郡長や郡書記が中心となり町村長を指導督勵したものであつたが、現在に於ては一に關係町村長に委して調査せしめんとすると迅速ならず、剩へ其内容に甚だ疑はしく信を置く能はざる事例を生じたので、結局あれも之れもと警察の手を煩して調査の目的を達成したが、之れがため當時に於ける警察官吏の勞苦たるや筆紙に盡し得ざるの實況であつた。調査すべき事項は中央から來たもの或は縣廳各課殊に農務課、水産課、山林課、土木課、社會課、教育課等から發せられ、關係警察署に電話で通牒したのであるが、殆んど全部は「折返し」或は「本日の何時まで」と調査する時間さへない様な急速を貴ぶ調査であり、或る巡查の如き山坂一里も離れた部落

(ロ) 家族及家屋其の他の財産を失ひ極度に悲觀して精神に異狀を呈し、敢て暴行を爲さんとするもの

(ハ) 流失財産の殘骸及慰問品の送附を知りて、俄かに慾心を醸成して横領窃盜詐欺等の不正行爲に出でんとするもの

(ニ) 竊かに商機を捉へて一舉に私腹を肥さんとする自動車其の他の運搬業者、日常必需品及復興材料販賣者の如き簇出するは勿論、人心不安の機に乗じ、救護の美名に名を藉りて不規不正を行ひ、或は救助救護金品の配給に關し、當該係員等の處置に公平を失する點ある等「デマ」を飛ばして純真なる地方民等に不穩の思想を敢て注入せんとする思想要視察人の潛行的運動に出づるの虞等あつたので、三月十日頃より犯罪豫防を主として、且つ保安衛生特高等各警察本來の任務に當らしめた。今尙全然警備警戒を解除し能はざるの狀況であるので、各署より應援巡査を派遣して居る。

に至り調査せねば判らぬ事柄を、一日に六回も往復して報告したと謂ふ様な事實もあつたのである。

斯る狀態から非常警備規程制定と同時に、各署長へ依命通牒した非常警備規程實施要項第三款第二項情報報の任務を、非常警備關係の一般情報の蒐集發表の外、震災關係一切を情報報に於て蒐集發表する事に決定、三月八日頃より特別高等課長後藤警視係長に特高、高等課員之れに當り、諸般の情報調査等を統一蒐集する事になし、以て事務の繁雜を避け其統一を圖り、今尙ほ右に依り取扱ふて居る。

九、警察施設に對する被害

概況と之に對する復舊計畫

震嘯災變の爲め直接被害を蒙つた警察施設としては、前掲警察電話の流失・倒壊・斷線の外、宮古警察署下田老村、盛警察署下大船渡町、同署下末崎村の各巡查駐在所の流失及倒

七、警備司令部解散と

復興局新設

三月八日多事多勞であつた臨時警備司令部は、廳内全般の事務の統制敏活を圖るべき復興局の新設と共に、形を新にし復興局の一部たる警務部として引續き警戒警備救護の事務に従事して居る。

八、被害調査と其の概況

事變突發直後より約一週間位は、被害其他調査の爲めに繁雜と苦痛を多からしめた。天災事變に於ける警察上の被害調査は縣で規定して居る警察報告例と外に内務報告例に基いて事變後早速調査に着手し、一兩日で略ぼ完了したものゝ、震災地に於ける要救療者、漁農具、船舟具等附屬物の被害、派遣兵家族の調査から學校生徒の健否に至るまで、殆んど全部の調査を警察官吏に於て行はなければならなかつたのである。

之れは事變後に於ける總ての對策即ち當面

と宮古警察署下嶺ヶ崎巡查派出所、同山田警察部補派出所及釜石警察署下釜石水上巡查派出所の大破損である。前者の内田老村駐在所は受持照并巡查は身を以て難を免れ、一時は其家族の生死さへ判明せず懸念せられ、三日の後初めて避難し居た事を知得した程で、書類簿冊も流失の止むなきに至つたが、大船渡受持佐藤巡查や末崎受持大場巡查の兩名は、一般部民に急を告げて避難せしめ、同時に家族等をも之に就かしめたるも、部民の避難救護と現況報告の爲め自己所有に屬する衣類其の他家財一切を顧みず之に當り、身に危険の切迫に連れて重要書類を戸口調査簿を携行避難した故に、直後に於ける被害調査に極めて便宜を得た。又嶺ヶ崎巡查派出所に於ては床上二尺六寸山田警察部補派出所及釜石水上巡查派出所に於ては、同二尺八寸の浸水あり、尙は高潮の程度豫測し得ざりしに不拘、各勤務者は冷靜沈着先づ三ヶ所共重要書類一括して携帶搬出し浸潤を防ぐ措置を講じ、後部民の避難救護に努めたるを以て、書類の流失を

免れた。然るに鐵ヶ崎・釜石兩派出所には傳馬船の激突に遭ひ、海岸に面せし部分の柱は折斷せられ、又山田派出所には筋向ひの家屋倒流して支關先きに突入する等相當被害あつた。而して流失した三駐在所に對しては、一ヶ所六百圓以上一千圓の範圍内に於て、將來斯種災變に危険なき地を選びて新築する計畫を樹て、七月中に新築工事竣工の豫定である。浸水破損の厄に遭ひたる鐵ヶ崎外二ヶ所の派出所に對しては、一ヶ所四百圓以内の範圍に於て急速修理を施し、三月中其の工事を竣工して執務に支障なからしめて居る。

警察電話の復舊復興に對しては、先づ盛警察署下高田警察部派出所より釜石宮古署下を経て、岩泉警察署下普代村巡査駐在所に達する既設線長二四八、九四六杆及遠野より釜石、盛警察署に達すべき既設線の復舊に急速を要するを認め、此の工費一萬三千九百餘圓を計上、三月下旬より着手本年九月までに全部竣工せしむる豫定であるが、右の内遠野より釜石及盛兩警察署に達するものは既に竣工

し、通話に何等支障なきを得て居る。此の外縣警察部より宮古警察署及沼宮内警察署より岩泉警察署に直通せしむべき警察電話の復興計畫を策し、此の豫算三萬六千餘圓を計上し七月初旬より工事に着手し本年十一月末迄に竣工の豫定であるが、之れに依つて吾縣に於ける警察電話網は殆んど完成に近く其の亘長一一一、七六二杆に達し、一般警察施設他廳府縣に比し著しく劣位にあるも、右電話設置に就ては他に遜色なく從て之等に著しき障礙を來さざる限り、非常事變に於ける警備警戒は比較的圓滑になし遂げ得るのである。

十、震災警備費の概略と之れに對する國庫補給

震災變地方に於ける一般警備警戒等の爲め、事變當日より各地に派遣したる警察官吏に對する旅費並車馬其他の諸費等急速支出の必要を生じたので、翌々五日臨時縣參事會の決議を経て七千四百圓を追加した。然るに斯る豫算にては一週間位の經費に充し得るに過

ぎざることゝ、縣經濟の事情より到底充實したる費用の増額配給を受ける能はざる苦境にあり、斯ては將來の警備警戒の充實と警察施設の復舊の目的達成し得ざるの實況にあり、爲に之れに要すべき經費に對する國庫補給を仰ぐの外他に途なきを以て、之に對する豫算の成案を待て、三月九日主務大臣宛上したる外、上京主務省各關係者を訪ひ具に事情を陳じ、一面關係主務各位の熱烈なる同情と御援助を得て、昭和七年度四萬五千三十三圓、同八年度五萬九千四百九十一圓の國庫補給の指令を受け、災害地方の警備警戒には特に警察官吏の増員を行ふ等、以て完全に近き程度の警備警戒と叙述の警察施設の復舊復興に努力致して居る。

十一、震災直前警察官吏の活動

今次の大震災に際しては震災地の警察官は何れも身を挺しての働き振りや、文字通の不限不休の努力を續けた活動は、警察本來の使命にして、本部より破格の表彰を受けた處である。

三日深夜の強震に火災の發生を懸念し警戒中に、一大音響や一大變津波襲來とばかりに直ちに警鐘を打たしめて消防組、救難所員、青年團を召集、町民に對し避難方警告最中に、海水の鳴音と共に直ちに第一回の津波襲來、電燈消えて暗黒化したる同町内街路を、機轉をきかして自動車ポンプの「ライト」を照して避難民の利便を圖りたる事は、最も時機を得たる措置にして、爲めに死傷皆無ならしめたるは、實に同巡査の警告と機轉の賜ものであつた。

巡査 佐藤 誠

(氣仙郡大舟渡町巡査駐在所勤務)

大舟渡町は大舟渡灣に沿ふて立てる港町で此地方は何れも被害が大きかつた。三日強震あるや直ちに被害の調査に従事中、一大引潮を見てすわ一大事と警鐘を亂打して、消防手

き岩長に對し第一報を報告尙警戒中、同二時三十五分の津波の襲來を豫想して、消防組を召集し照井、菊池の兩巡査に監督せしめて、消防手十數名をして海岸に立番せしめ、伊藤警察部補は之れと連絡を探りて潮の干満の状況を監視中、果せるかな一大引潮となつたのですわ津波の襲來と直ちに町民一般に大聲警告を發して避難せしめた。最も迅速に避難したる結果、一千有餘戸中三百戸の流失倒壊の大損害を蒙りたるにも不拘、僅かに死傷者九名に過ぎなかつたことは、突發時に於ける措置としては事前防止に十分を盡したるもので、且つ其行動が機敏で最も適切妥當であつた。右三名の住宅と財産が流失破壊せられた事は勿論だが、重要書類丈一括して搬出携帯して居つた此の働きに對しては、罹災民は何れも齊しく謝意を表して居る。

巡査 菊池 文治郎

(鐵ヶ崎巡査派出所勤務)

鐵ヶ崎町は東海岸唯一の燈臺屹々崎を左に廻りて入る港町である。此處の派出所内にあ

命を果したるものとして固より當然の事ではあるけれども、犠牲的精神を如實に發露したるものとして、限りある身に限なき働きを爲した事は、罹災地一般民より絶大の感謝を受けたのであつた。が其の中で、特に事前防止に最善を盡したるものや、又は其の計畫措置宜敷を得て、事故を最少限度に防止し得たもの等、即ち震災直後海嘯事前に於て警鐘を打ち消防組や各種團體を召集して海岸に焚火を爲さしめ、岸邊に立番して引汐の監視に従事したる等、又引潮と同時に津浪を警告して安全地帯に避難せしめたる等、自己の危険や家族の安否を顧ず事前に防止したる功績者中、數氏の事績を摘記して之を稱へたいと思ふ。

警部補 伊藤 松造

巡査 照井 彌太郎

同 菊池 謙一

(下閉伊郡山田町警察部派出所勤務)

山田町は山田灣を抱いて立てる東海岸唯一の良港である。三日夜半の強震と共に何れも派出所に駆け付け被害調査に従事して、被害な

を召集して共に町民に避難方を警告せしめ、再び津波襲来の報告中既に駐在所内に浸水し來りたるを以て、重要書類を一括携帯辛ふじて避難したる程にして、電話受信の本署にては大舟渡津波だと夫れきりであつたと云ふから、大分切迫した時迄働いた事實が窺はれる。同町は流失倒壊百餘戸であつたが、死傷者が無かつた事は、其の勇敢にして沙汰に事故を未然に防止し得たる活動の結果と部民一般より賞揚せられて居る。

巡査 佐藤 勇

(釜石警察署内勤)

今次の強震は地方稀有のものであつたので津波襲来の虞ありと豫想し直ちに水上派出所に到り、巡査小野源之進と協力各種團員を指揮して、海岸二ヶ所に焚火なさしめ警戒中大音響後に突然急激なる干潮を確かむるや、直ちに海岸道の福田旅館より電話にて署長に急報、津波襲來を目撃しながら大體を發して町民に避難方警告して事前に防止し、甚大なる被害地なるにも不拘、避難者を僅少ならし

めたる行爲は、洗着にして繰返其の功績以て他の範として餘りあるものである。無論本人は住宅財産全部流失して仕舞ふて一物も遺さなかつた。

巡査 橋本 正

(下閉伊郡普代村巡査駐在所)

今次の大震嘯災の前夜風邪に冒されて居るをも不顧、前夜難破船救助の爲めの極寒暴風雨の海洋に消防組員を率ゐ、危険を冒して二名を救助、午後十二時歸所したが、激浪中の作業に堪へたる疲労に因り、風邪悪化し急性肺炎を併發し絶對安静を要すべき容態にも不拘、突然の地震に直ちに起床責任の重大を痛感、震後直ちに病を冒して罹災者の救助等に當り、其後數日間罹災民の救護に盡したる等應援警察官に漸く事務引繼を了して臥床したる時は、既に重態にして其の後數回人事不省に陥りたる程であつた。本人は常に精勵働働責任の最も旺盛なることは以て範とするに足るのである。又地方一般官公民よりは其の行動を稱へられて、厚き同情を寄せられ地方

の美談となつて居る。

十二、震嘯災叢話

◆津浪は周期的に

三陸沿岸は開關以來の惡縁續きで、記録されてより既に一千餘年の昔から十一回の襲來を受けて居つた。その第一回は貞觀十一年五月二十六日(紀元一千五百二十五年)で、第二回は慶長十九年十月二十八日此間七百四十六年を経過して居るが、海嘯の史實はあつたものと思はれるが、當時の領主阿曾治氏亡びて記録不明となつて居る。第三回は元和二年十二月二十八日で四十五年を経過、第四回は延寶五年三月十二日で六十二年を経過、第五回は寶永六年十一月二十三日で二十七年を経過、第六回は寶曆六年五月二日で四十七年を経過、第七回は安永三年五月三日で二十三年を経過、第八回は寛政五年正月七日で十九年を経過、第九回は安政三年十月二十三日で六十三年を経過、第十回は明治二十九年五月五日で四十年を経過、第十一回は昭和八年三月三日で三十七年を経過

第二回より第十一回迄は僅かに三百二十餘年に十回で、平均三十三年に一回の割合である。此の地帯には少しも平和の風がささやき初むる頃には、襲ふて來ては折角築いた文化や富を破壊しては又築き、破壊しては又築き、繰り返して來た様である。

津浪の中心地大槌町から山田に行く途中に大鯨山、小鯨山と云ふ山がある。大昔に大津浪の際に二匹の鯨が打ち上げられたので、名づけられたと言ひ傳へられて居るが、大鯨山は海拔實に二百米で、小鯨山でも百三十米餘ある。昔は大分大きかつたらしい。

古い記録を辿り歴史を遡りて見れば、津波と云ふものはこうして起り、こうすれば其の被害から逃れると言ふことを教へられてあるが、其の主なるものを掲ぐれば次ぎの様である。

(1) 津浪と大漁

記録によると津浪の前年は鳥賊や鰯が大漁で、津浪の前兆だと言はれて居るが、之れは沖合の變調に伴ふて沿岸に密集して來

る關係らしく、昨年は夥しい鰯が陸まで上つて死んだのは石灰岩溶水・關係らしい。

(2) 津浪は震後二三十分て來る

三陸沿岸の震源地は大體二百五十哩位の沖合であるから、震後二三十分後で津浪が來る。

(3) 津浪と引潮

津浪は其の十數分前に必ず平常の干満に關係なく大引潮と云ふ前ぶれがあるから、井戸水に注意せよと言ふ言葉もある。

(4) 津浪と音響

襲來前には必ず大音響を伴ふもので、明治二十九年の津浪には日清戦争の頃であつたが、支那の軍艦から大砲を打込まれたと考へた人が多かつたと云ふ。今回もドーンと大きな物體の衝突した様な轟然たる大音響を發した。

(5) 高所の居住

曾て昔、役の行者が船越村を遍歴した際に漁夫を集めて「濱に家を建てれば災たちどころに至らん」と戒められたので、村を

丘陵地帯に移して建てたので、この處ばかりは明治二十九年にも今回も殆んど惨害から免れたが、この戒を破つた二三の小賢しき漁夫が海岸に家を移して遂に災立ち所に至りて流れて仕舞つた。

(6) 海岸と樹木

海岸には樹木を植ゑること、かの松原で有名な高田町は少しも被害がなかつた。此處ばかりは津浪も怖るゝに足らずと涼しい形である。

(7) 來潮よりも引潮

津浪は、來潮よりも引潮は危険である。

偉大なるあの破壊力は引潮で何物をも一遍に奪つて行くものである。

(8) 大慾は無慾

財産に執着して再び自宅に歸り死亡したものは何時の世にもある。之れは溺死にあらず古來より慾死と言つて居る。

◆因果不部落

唐丹村小白濱部落は明治二十九年の時に全滅し、生き残つたものや附近の部落から山手

の丘陵地帯に移つたら、大正二年の山火事から延焼丸焼けとなつた。そこで部落民は又再び海岸に逆もどりして居つたら、今度は津浪で全部やられて仕舞つた。因果な部落。

◆親孝行の二重奏

田の畑村の村長小田喜代八君、二日の村會を済して平井賀の自宅に歸つた處、海の高鳴と一緒に悲鳴が家を取り巻いて仕舞つた。ハツとなつて老母を背負て逃げ、娘さんは提灯をつけて道案内をしたのであつたが、あの大津浪、岸邊に母を背負つたままの小田村長又其のお父さんの手をしっかりと握つて居る娘さんの死體が、あはれにも發見せられた時は、世にも尊い親孝行の二重奏。嗚呼、日頃の人なりと思はれて何人も涙は自然に流れて合掌せざるものはなかつた。

十三、非常警備計畫と其効果

昨年内務省訓第二一六七號を以て非常警備規程の訓令あり、之れに基き吾縣に於ても縣内に必要と認むる諸般の事項を詳密に規定し

同年十一月二十九日附警内訓を發し、同時に警察部は勿論各警察署共一朝有事に備ふべく

一、大海嘯、大震災、大火災

二、大暴動、大騷擾

の發生したる事を假裝して、諸般の計畫を設定して居た。此の計畫設定に當りては、ある程度まで假定的の事である事と、明治二十九年に突發したる大海嘯の際に於ける警備警戒救護の事に關する何等の記録もなかつた故、全く獨創的に設定せねばならなかつたが、幸ひ警保局長の依命通牒で、各種對象物や利用機關を詳密に網羅されてあつたので、之れ等斟酌し、或る程度まで具體的に設定して居た爲め、事件突發と同時に最迅速の方法を以て震災地方に警察職員を動員し、完全に近き警備の完璧を期した事である。殊に著しき効果を奏した事は、非常召集命令を發した警察署に應召員を待機せしめ、事變の程度判明に隨ひ非常應援命令を發して震災地に急速派遣したこと、輸送機關を豫約しあつた爲め、直に警察署に招集して利用し得たこと、食糧

彼服の供給者を豫定しあつた爲め、事件直後警察署に招集し警察部隊外一般罹災民に對してまでも、咄嗟の場合忽ち米嚢衣類等を取廻め配給し得た事等である。けれども規定や計畫設定で實際に臨み不備のもの、應用不可能或は齟齬するものも相當あるので、次期計畫に付之等を補正し完全に近き樣設定する積りである(完)

青森縣震嘯災と警察活動

青森縣警察部

餘寒厳しく飛雪紛々たる昭和八年三月三日午前二時三十二分の眞夜中に、金華山沖を震源地とする強震に因つて生じたる海嘯は、青森縣東海岸をも襲ひ、明治二十九年三陸大震災以來の大慘事を現出し、人畜の死傷、住家非住家の倒壊流失、漁船漁具の流失破損等夥しく、阿鼻叫喚の修羅場と化し、或は一家全滅の厄に遭ひ、父母兄弟を失ひ、己は重傷を負ふと云ふが如き悲惨事は罹災現地の到る所に現はれ、眞に同情に堪へざるものがあつた。茲に其の状況を録する。

一、地震並海嘯襲來

三月三日午前二時三十二分頃縣下一帯に亘り強震を感じ、約一時間を経て同三時三十分頃第一回の海嘯襲來し、嘯波は四回に亘り、第三回目は最も甚だしく波頭約一丈八尺に

二、警備警戒並救護

(1) 警察部に於ける處置活動

三月三日午前二時三十二分頃突如起つた地震は相當強烈を極め之に伴つて起る火災其他の事故に處する警戒並一般被害の情況を知る

の要を認め、發生直後警務課長(消防課長兼)は、主務消防課宿直員を指揮して、縣下各警察署に對し警察電話を以て警戒を命ずると共に、被害の調査を爲した處、各地共相當の強震で一時は何れも恐怖に襲はれ、狼狽して戸外に避難せるもの多數あつたが、目下の處異狀なく引續き署員及消防組員を以て警戒に當り被害調査中との事であつた。而して午前四時頃に至り各署より大體被害も輕微にして、別に事故の發生もなく平穩に歸した旨の報告であつた。勿論海嘯に襲はれ被害の激甚を極めた八戸、三本木兩警察署も、最初は海嘯被害なきものと認めて、不取敢其の旨報告して來たのであつたが、午前四時直後頃に至つて八戸警察署より市内湊町方面の海岸に海嘯襲來の報告を受け、署長以下急行目下調査中との申報を接受し、初めて同方面の海岸一帯に海嘯ありたるものと推測し、直ちに野邊地、三本木、田名部、大間の各署へ再度調査警戒の命令を發した處、午前五時に至り八戸警察署より管内階上村も海嘯に襲はれ、署員を急

行せしむとの報告に接し、同五時二十分には三本木警察署より管内百石町海岸に海嘯襲來危険の爲め、住民は山手へ避難中との第一報に接したのみにて、勿論被害の程度等は判明するに至らなかつた。其の他の海岸地管轄警察署よりは、海嘯の襲來に依つて漁舟の流失したるものもあるも、被害輕微であるとの報告であつた。従つて海嘯に因る被害區域も比較的小範圍に止まることが推測され、而も被害は大體に於て八戸、三本木の兩警察署海岸地のみに止まり、且つ被害の程度も略ぼ外貌的に知り得たので、罹災地警察署に對しては特に應援警察官を派遣するの要を認めず、又關係警察署に於ても自署員を以て充分警戒救護其の他の取締に當り得る目算もつき、目下の處應援の要なしとの事であつた。

(2) 部員及救護班の急派

従つて警察部に於ては特に非常警備規程に依つて、應援警察官の召集を行はず、不取敢保安課長を被害現地に急派し、諸般の指揮監督に當らしめたのであるが、災時に於ける各

般の事務は罹災地警察署員のみを以て完全に其の目的を達し、罹災者の收容救護等に就ても消防組員其の他の諸團體の共助を得て機敏に遺憾なく行はれ、三日午後五時頃に至り情勢全く平靜に歸した。

其他本廳より社會課長以下三名の係員を被害激甚地三澤村、階上村、八戸市、百石町へ急派し、罹災者の調査救護等の指揮に當らしめ、關係市町村當局と協力、食糧衣服寢具の配給等に付機敏に處置せしめたので、罹災者をして飢餓、寒氣の爲めに困窮せしむるが如きことなく、又衛生救護班二隊を現地へ急派し、傷病者の移動救護に従事せしめ、救護上遺憾なきを期した。

四日更に知事、警察部長、學務部長には罹災現地を視察し、夫々必要なる指示を與へ、直後の救護救濟其他の警戒取締等に付遺漏なきを期した。

(3) 情報の蒐集

事件第一日より本廳消防課員は、被害の情報蒐集に三個の警察電話を使用し、夫々手分

の上徹夜して之に従事せるも、罹災現地と本廳との通信施設不備に加へ、冬期積雪時に於ける交通亦不便を極め、情報連絡上二重の不利に直面した爲め、報告の圓滑を缺き、之に悩まされた。三本木警察署の如きは飛馬を使用し、三澤局又は私設會社七電散宿所に至り、辛うじて本廳署へ申報し、更に本廳へ報告するの實狀で、報告遲延も亦止むを得なかつたものゝ、之には本廳係員も全く焦燥氣味であつた。従つて被害程度の概況を得るに至つたのは、災害第一日の正午であつたことは遺憾とする所であるが、是れに依つて見るも三本木、八戸兩署に於ては如何に苦闘したかが窺はれた。

三、災害地警察署に於ける活動

今回の海嘯に依る被害激甚地は、八戸、三本木兩警察署管下に屬するを以て、右二署に付き記す。

(一) 八戸警察署

(イ) 災害の通知 三日午前二時三十二分頃突如起つた強震に依つて、市民は極度の不安に襲はれ、一時混亂の狀を呈したが、大なる被害もなく沈靜に歸した。然るに午前三時二十分頃に至つて、渾水上警部補派出所より海嘯の爲め湊橋危険に付應援願ひとの報告を受け、現地に急行湊橋に激突する石油發動機船の集團と海浪の情況に因つて海嘯の襲來を覺知し得た。

(ロ) 警備 地震に際し宿直巡查部長は、署員を指揮し室内「ストープ」前に満水のバケツを準備して火災に備ひ、四名の留置人を避難に容易ならしむる處置を講じ置きたるも、幸ひ事故なく強震は鎮靜した。

後海嘯襲來の報に接した署長は、一應警察部に其の旨報告すると共に、湊派出所警部補をして八戸市消防組（大字小中野北東の）を召集する様命じ、一名の巡查部長と共に現地に急行した途次、二十餘名の避難團に遭ひ、

前五時全員に對して召集命令を發したる處、同七時二十分迄に全員の集合を見其の成績は良好であつた。

(ニ) 署員配置 災害の程度情勢等に依つて固定配置とせず、臨機應變に移動配置とした。

- (1) 警備隊本部 署長外二警部補
- (2) 情報係 巡查部長外二巡查
- (3) 記録係 巡查部長外一巡查
- (4) 調査係 警部補外要員
- (5) 視察係 警部補外巡查部長二外要員

(ホ) 警戒 前記の通り八戸市内の情報及隣縣に於ける災害情報に依つて、管内沿岸一帯に相當被害あるものと推定し

(1) 階上村には三日午前五時三十分、八戸驛發列車によつて、巡查部長以下五名（駐在二あり）を出發せしめ、同村消防組員五十名青年團員百名と協力。

(2) 下長苗代村には（市川村も含む）巡查部長以下三名を派遣し、消防組員五十名と協力。

(3) 八戸市内には、巡查部長以下九名消防組員

百五十名を各要所に配置し、湊橋には特に署長外警部補三、巡查部長以下十名の巡查と消防組員三十名を配置し、署附近には駐在巡查の外消防組員五十名を配置し協力警戒陣を張った。外に別動隊として市内には視察係を派し部内の情勢を内偵査察せしめたが、海嘯に因つて起つた混亂以外には別に不穩の情勢あるを認めず。

其他市内に被害調査の爲め巡查部長以下十二名を配置し、徹夜調査に當らしめた。

配置員は終始緊張裡に警戒救護其の他一般取締に専念し、何れも非常災害時に處して沈着機敏に活動を續け、遺憾なく其の職能を發揮するを得た。

(ハ)災害現場と警察署との通信關係 八戸市は電信電話共無事であつたが、公衆電話の如き極度に幅狭して通話困難であつた。電信の如きも管下種差八戸間の通信に八時間を費した事實がある。

又階上村には警察・公衆兩電話の架設なく、當署との連絡通信には幅狭せる鐵道電話を相

間々々々利用する状態で、情報連絡に大なる困難を感じたのであつた。

(ト)災害直後の警察取締 流言蜚語に就ては嚴重取締るべき趣旨のポスターを各要所に掲示、一方新聞紙を利用一般に警告を與へ、取締の徹底を期した。又暴利取締、火盜難豫防警戒に付ても之を嚴行した結果、慰問品配給係員にして衣類三點を窃取したるもの一件の檢査を見だる外、他に事故の發生を見ざる好成績であつた。

(チ)救療狀況 階上村には海嘯の爲め死傷者多數との報告に接し、三日午後四時十分八戸驛發で警察醫外看護婦二名を現地に急派し傷病者の診療救護に従事せしめたが、診療數十六名内三月十四日迄に全治したるもの十二名であつた。

十四日救護班更替の上同月十九日迄診療に従事、其間の診療延人員五十五名に及び、外傷者は裂傷打撲擦傷等で、期間中に治癒した。内科は直接海嘯に因れるものでなく、多くは感冒胃病等で何れも全治した。

經由して來往し、又物資の供給調達を便とする處より、災害突發と共に同縣當局は八戸市に出張諸般の救護事務に缺掌した。従つて八戸署は其の連絡の中心點として縣警察部と連絡を執り、同縣への諸報連絡は勿論、貨物自動車貨物船の傭入配給手配等に付極力援助を與へた。

(二)三本木警察署

(1)強震に對する警戒 三日午前二時三十二分頃突如起つた大震動に、署長は即刻出署、次で自ら出署した署員及召集に應じて出署した全署員に消防組員を配し、之を二隊に編成して火災其の他の事故に處する警戒隊を一齊配置に就かしめた。

何れも緊張した氣分で停電した暗夜の中を警戒すること約一時間半に及んだ。午前四時頃警察電話を以て管内六駐在巡查より異狀なしとの報告を受け、又十和田村澤田發電所には駐在巡查の外消防組員五名を配し、特別警戒に當らしめたが、何等の事象發生せぬとの報告に、大體被害も輕微に終り部内も至極平

穩に歸したので、一先警戒を解除した。

(2)海嘯襲來の覺知と其對策 強震直後の警戒を解除後即ち三日午前四時五十分頃、管内百石町駐在巡查より(距離本署迄五里半)警察電話を以て百石町海岸に(駐在所より一里以上)津浪襲來し、沿岸民避難中との報告を受けたが、被害の狀況更に判明せぬので、同巡查に至急調査を命じ、消防組員を指揮して避難救護に萬全を盡す様指示した上、直ちに署員を召集し自動車を手配して第二報を待った。

午前五時四十分に至つたので、第二報は津浪の高さ一丈餘、漁舟の流失約三十、浸水家屋三十、川口改修材料全部流失せりとの報告であつた。

然るに多數の死傷者を出した三澤村の二駐在巡查よりは何等の情報もないが、大體同村海岸にも相當被害のあることが推測出來たので、三澤局を呼出さうとしたが、公衆電話が輻湊して通話不能であつた。

依て連絡の爲め古間木驛取締巡查を乘馬連絡係として災地へ急派した。

(リ)防疫施設 (1)災害後多數傳染病患者發生を見るは、從來の事例に徴し明かで、事態憂慮に堪えざるを以て、本署の指示により衛生課より派遣の防疫監吏一、藥劑師一に依つて汚染せられたる井戸の浚渫、住宅の消毒的清潔法を三月十日より十五日迄六日間亘り八戸市住家六、井戸二、階上村住家二十三、井戸九ヶ所に付實施したが、其の時期と消毒處置宜しきを得た結果、其の後災害に伴ふ各種傳染病の發生を見ずして、未然に之を防止し得るの好成績を示した。

(2)全國各地より寄贈の衣類は本署の指示により罹災者へ配給前、市町村當局と連絡を執り全部蒸氣消毒の上之を配給せしめた。

(3)災害第二日の四日より間斷なく署員を特派し、罹災地全般に亘つて疫病的戸口調査を實施し、一般部民の健康狀態視察と傳染病不審病患者の早期發見に努めたるも、當初發見の傷病者以外には發見なし。

(ヌ)岩手縣に對する共助 海嘯に襲はれた岩手縣北地は地理的關係上現地には八戸市を

午前六時に至つて氣遣はれた三澤村の情報も公衆電話を以て漸く入手した。大字三川目四川目は津浪の爲め死傷者多數の見込應援願むとの報告に接したので、初めて海嘯被害の意外に甚大であつたことを知り、直ちに災害警察の本格的活動に移り、待機署員の出勤を開始した。

(3)署員の出勤並活動狀況 (イ)三澤村の第一報接受と同時に、本署に三名の署員を殘し署長の一隊は巡查二名として百石海岸を北進して行程八里の三川目に向ひ、警部補の一隊は警察囑託醫一、巡查二名とし、古間木より四川目に出で更に南進して、行程七里の三川目に向ひ、巡查部長の一隊は巡查二名とし古間木より五川目に出で、更に北進して行程八里の淋代に向ふべき順序の下に、右三隊は自動車に分乗出發したのであつたが、何れも多期積雪の惡路に惱まされ、危険を冒して強行軍を續けたが、遂に署長の一隊は途中自動車の運行不可能の爲め、荷馬車へ、更に荷馬車にと乗替、漸く現地三川目に到着時間は午前

十時であつた。

他の二隊も難行の後漸く目的地に到着し直に被害の調査を開始したのであるが、警部補の一隊は四川目の被害を調査し、死傷者に對する處置を講じた後、一部を残留せしめ、罹災者の救護其他取締方法を指示して三川目に引揚、署長の一隊に合流したのは午前十一時であつた。巡查部長の一隊は被害殆んどなく、津代より同様三川目に引揚げた。

而して被害の状況も判明したので、乗馬情報係をして一應本廳へ報告に出發せしめたが公衆電話輻湊の爲め通話不能に止むなく一時間半を待ち過した後、漸く復舊した。私設七電散宿所の専用電話を利用し得るに至り、午後一時辛ふじて本署に申報し、更に警察部へ報告せしむることとなつたのであるが、交通の不便と通信機關の利用思ふに委せぬ關係より、遂に警察部への報告は意外に遅延したのであつた。海嘯被害は大宇三川目、四川目の兩部落が最も激甚で、多數の死傷者があることも判明したので、警察力を同部落に集中することゝした。

(カ)因つて三川目部落に警部補以下四名、

消防組員五十五名、四川目部落には巡查部長以下四名、消防組員五十五名、百石町には巡查二名、消防組員百名を配置し、徹夜して行衛不明者の捜索、死傷者の處置、救護災害地跡の整理、漂流物の分配、罹災者の救助其他警戒取締に働かしめた。罹災者は何れも親戚知己に收容され、救護上遺憾なく取扱はれ、一般の不安も一掃され、三日午後五時頃に至り、民心平靜に歸したので、署長は活動方針其他に付夫々指示し、警部補をして活動の統一を保たしむることゝし、午後五時一先現地を引揚歸署した。

(ハ)罹災現地は本署より七里の距離を有す。而も多期積雪時に於ける交通は勿論、通信關係上圓滑を缺き、情報申報に二重の不利を招き、爲めに其の活動意の儘に運ばれず、其の間懸難苦闘されたことは全く筆紙に盡されぬものがあつた。殊に三澤村は本縣の災害地中最も激甚で、多數の犠牲者を出して居る關係より、一刻も早く状況を本廳へ報告すべく急願し、總ての點に於て活動上不利な地故、

乗馬によつて此の缺陷を補ふことゝしたので

あつた。之により最後の報告活動は相當緩和されたが、災害等の報告意外に遅延せるは眞に遺憾に堪えなかつたと同時に、本係の苦闘も亦想像に餘りあるものがあつた。

(4)應急救療並防疫施設概況 災害に因つて負傷者も相當の數に上つたのであるが、三澤村百石町の開業醫により當初負傷者の應急處置を講じ、更に三本木より急行した嘱託醫によつて、傷病者の救療を實施し、救護上遺憾なきを期した。更に本廳より急派された醫師一看護婦二名にて治療を受けしめたが、治療者數六十二人、治療延人員二百十名に及びたるも、之等は何れも裂傷打撲擦過等の外傷者で、内科は感冒胃病等の患者にして概略全治するに至つた。

其他本廳派遣の防疫監吏等により、海嘯に因つて汚染したる井戸の浚渫、家屋の消毒的清潔法を實施し、更に檢病的人口調査を爲したるも、傳染病其他不審患者の發生等なく、災後に於ける衛生状態に極めて良好であつた。(完)

菊御紋章の取締に就て

警保局

安 堂 誠 一

一 菊御紋章と其の禁令の沿革

(1) 菊御紋章の起源

菊御紋章の起源に就ては種々の説を爲すものがあるが、大體植物の菊を模様化したものであると謂ふ説が、一般に妥當として認められてゐる。而して何時の頃から皇室の御紋章として用ひられたかに付ては、之亦説が多く、その二三のものを擧げると、

- 1、法勝寺の瓦に菊を付けられたる白河院の時代が、初めてとの説(陽春廬雜考)
- 2、菊花の御紋は、後花園天皇の御宇、初めて定められたりとの説(黒川眞頼博士)
- 3、菊花の御紋は、後深草天皇の前、既に後鳥羽天皇の御代から、用ひられたとの説(櫻井氏)

等がある。

右の内第三説の、鎌倉時代の初後鳥羽天皇の御代初めて菊花を、御紋章として用ひられ、以來殆んど菊御紋は皇室の御専用となつた、との説は最も有力であつて、信を置くべきものとされてゐる。

後鳥羽天皇は、深く菊を好ませ給ひ、御服、御調度品、輿車は勿論、刀劍、懷紙の類に至る迄之を用ひさせ給ひ、又諸國の刀鍛冶を院内に召され、御手づから刀劍を鍛へさせ給ひて、その莖に十六葉の菊御紋を、銘に打たれ給ひしことは、文獻にも見えて、世に之を菊御作、又は菊作太刀と言つてゐる。

『刀の銘に菊の紋ある事人皇八十四代の天子後鳥羽院の御時に則宗(中略)などと云ふ名高き鍛冶のたくみ十二人をえらび十二月にわかつて院内に番を勤めさせて刀を作らせられ後鳥羽院も御手づから作らせ給ひしとぞ其の時の御作には十六葉